

児童虐待・児童相談

1. 児童虐待とは

(1) 児童虐待の種別

虐待の種類	内 容
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞めるなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間差別、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう・激しい夫婦喧嘩をする（面前 DV）など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

(2) 虐待された子どもへの影響

- ・栄養失調、愛情不足による発育不良、知的発達の遅れ
- ・自己評価が低く、自信・自尊心が持てない
- ・人の顔をうかがう。おびえた表情を見せる
- ・人間関係がうまく築けない
- ・すぐ暴力をふるう
- ・自分が親になったときに虐待を繰り返してしまうことがある

2. 児童相談の状況

年度	児童相談 (回数)	うち虐待		相談数 前年度比(%)
令和元年	3,159	1,171	37.1%	-
令和2年	3,805	1,711	45.0%	20.4
令和3年	3,365	1,633	48.5%	△11.6
令和4年	2,880	1,236	42.9%	△14.4
令和5年	2,991	1,153	38.5%	3.9

※相談回数は、来所・電話・訪問による対応数で、同一世帯に複数回対応した場合も計上。

3. 児童の一時保護

(1) 中濃子ども相談センターによる一時保護児童数及び女性保護による同伴児童数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人数	33	28	35	32	27

(2) 一時保護の主な要因と解除後の状況（令和5年度）

- ・ 要因
虐待18人（DV被害含む）、養育困難・養育不安7人、虞犯・触法1人、性加害1人
- ・ 解除後の状況
自宅17人、祖父母宅等3人、施設入所7人

4. 近年の動向

(1) 相談の傾向

- ・ 相談回数が増加し、相談に占める虐待の割合も全体の4割と高い数値が続いている。
- ・ 相談種別として、児童の発達障害を起因とする虐待やぐ犯行為による非行相談などが増加。
- ・ 複雑な家庭環境（ステップファミリーなど）、親の長期にわたる精神疾患、頼れる人が周囲にいない孤独な育児、親の未熟さや知的・発達障害による養育能力の低さ、未就労などによる生活困窮。
- ・ 子どもの前での夫婦喧嘩（面前DV）による、心理的虐待の増加（警察が介入するケース）。

(2) 外国籍のケース

- ・ 文化の違い、養育への考え方の違い、虐待に対する意識の違いがあり、繰り返されるケースが目立つ。
- ・ 親が母国語・児童が日本語のみ理解できる家庭があり、家庭内の意思疎通が不十分なケース。
- ・ 兄弟の世話をするヤングケアラーケース。

(3) 特定妊婦の増加

- ・ 若年や未婚、精神疾患既往、望まない妊娠、妊婦健診未受診など、出産前において支援を行うことが必要な妊婦が増加。
- ・ 出産後も継続して産後ケアや育児手技支援を必要とするケース。

(4) 関係機関との連携強化

- ・ 子ども相談センター、女性相談支援センター、警察署、子ども家庭支援センターとも、民生児童委員、学校教育課、小中学校、保育園、幼稚園、健康増進課（保健センター）、こども発達支援センターくれよん、福祉関係部署などとの連携をより深めることができ、多機関・多職種が協働して支援。
- ・ 令和6年4月より、子育て健康プラザmano（マーノ）内に、「可児市こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の二つの機能を一体化して、妊産婦からこども、子育て家庭に対する切れ目のない包括的な支援・相談を実施。